

令和4年3月29日
川崎市地域自立支援協議会全体会議



Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

相談支援体制の令和3年度における 進捗状況及び評価・検証

健康福祉局地域包括ケア推進室・障害保健福祉部障害計画課



1.これまでの経緯

2.相談支援体制の令和3年度における進捗状況

3.相談支援体制の評価・検証について

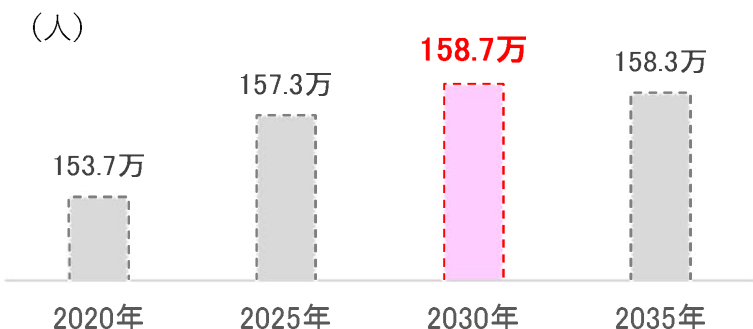
障害児・者及び障害福祉サービス利用者の増加

1. 人口と障害児・者数の推移

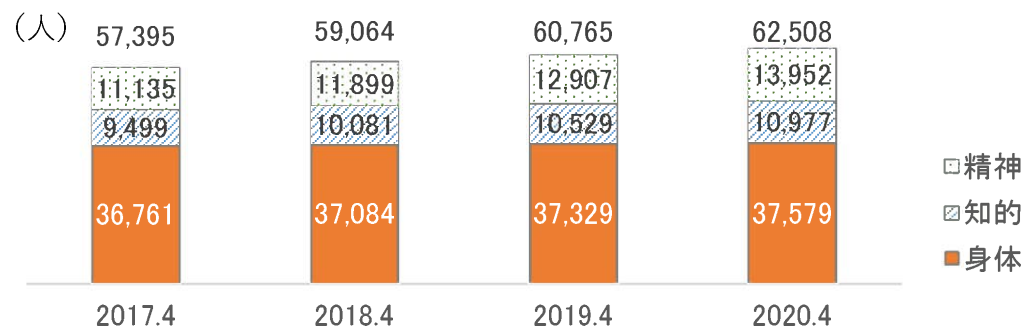
- 本市の人口は、2030年にピークを迎える見込み
- 本市の各障害者手帳所持者数は、人口を大きく上回るペースで増加中。

少なくとも2030年までは、障害児・者数の増加が見込まれる

川崎市の将来人口推計



川崎市の各障害者手帳所持者数の推移

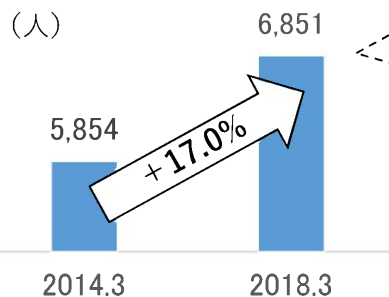


2. 障害福祉サービス利用者の推移

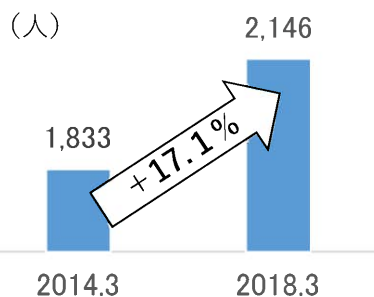
- 障害児・者の増加に伴い、障害福祉サービス利用者も年々増加。

少なくとも2030年までは、障害福祉サービス利用者も増加が見込まれる。

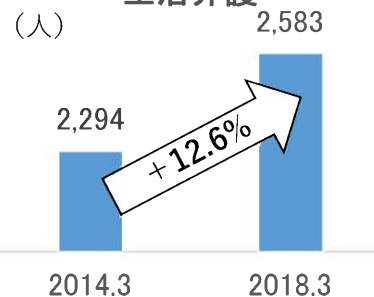
障害福祉サービス全体



訪問系サービス



生活介護

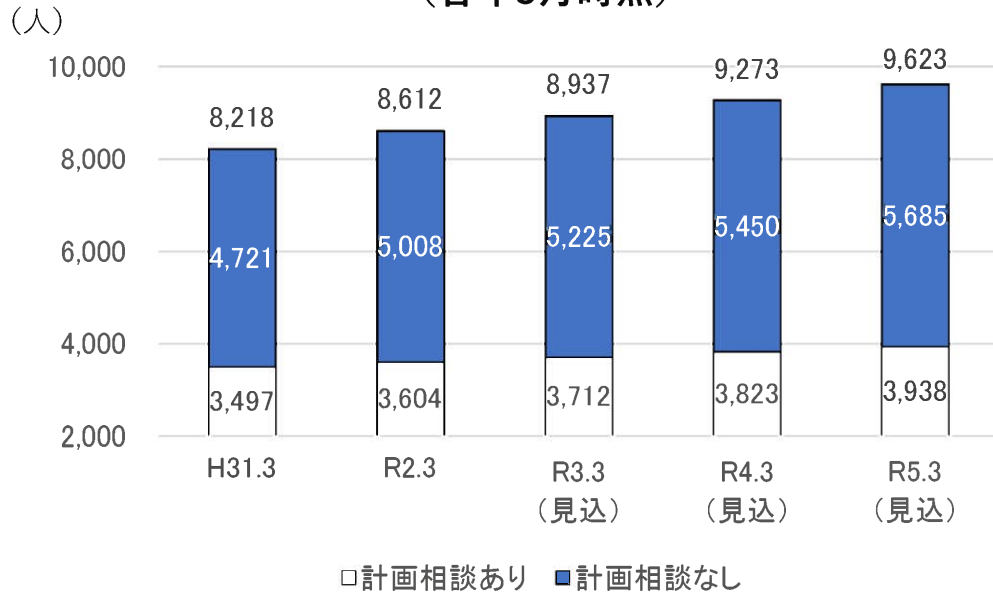


共同生活援助(GH)

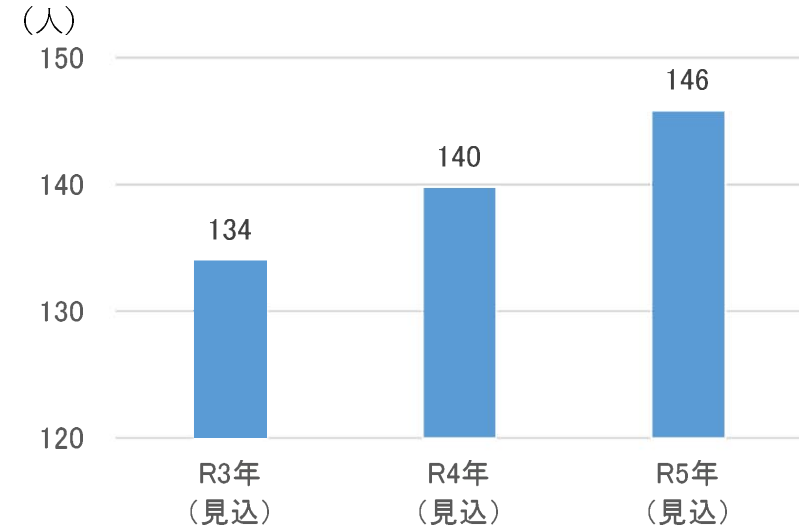


計画相談支援・相談支援専門員の不足数の増加

障害福祉サービス利用者と計画相談支援利用者の推移
(各年3月時点)



相談支援専門員不足数見込み
(1人あたり39件担当する場合)



- 障害児・者数の増加に比例して障害福祉サービス利用者数も増加
- 一方で、計画相談支援の不足数も増加

計画相談支援不足数の増加に比例して、相談支援専門員の不足数も増加

相談支援を受けられない障害福祉サービス利用者が増加していく

計画相談支援の問題点

1. 個別給付金額の低さ

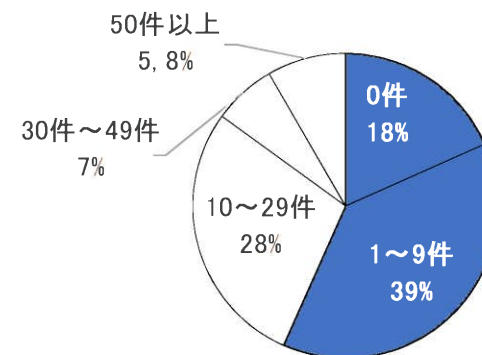
- 類似の制度である居宅介護支援（ケアプラン）と比較して計画相談支援の報酬は低く、採算が取りづらい（図表1）。
- そのため、兼務の相談支援専門員が多く、計画相談支援の実施件数が10件未満の事業所が約6割を占める（図表2）。

<図表1 居宅介護支援と計画相談支援の報酬比較>



- ※1 要支援1・2を18人（1/2換算で上限計算上は9人）、要介護1・2を15人、要介護3～5を15人の合計39人担当した場合
- ※2 モニタリング頻度3か月に1回の利用者を39人担当した場合

<図表2 指定特定相談支援事業所の計画相談支援実施件数>
(平成30年8月末時点)



2. 居宅介護支援事業所の参入のしづらさ

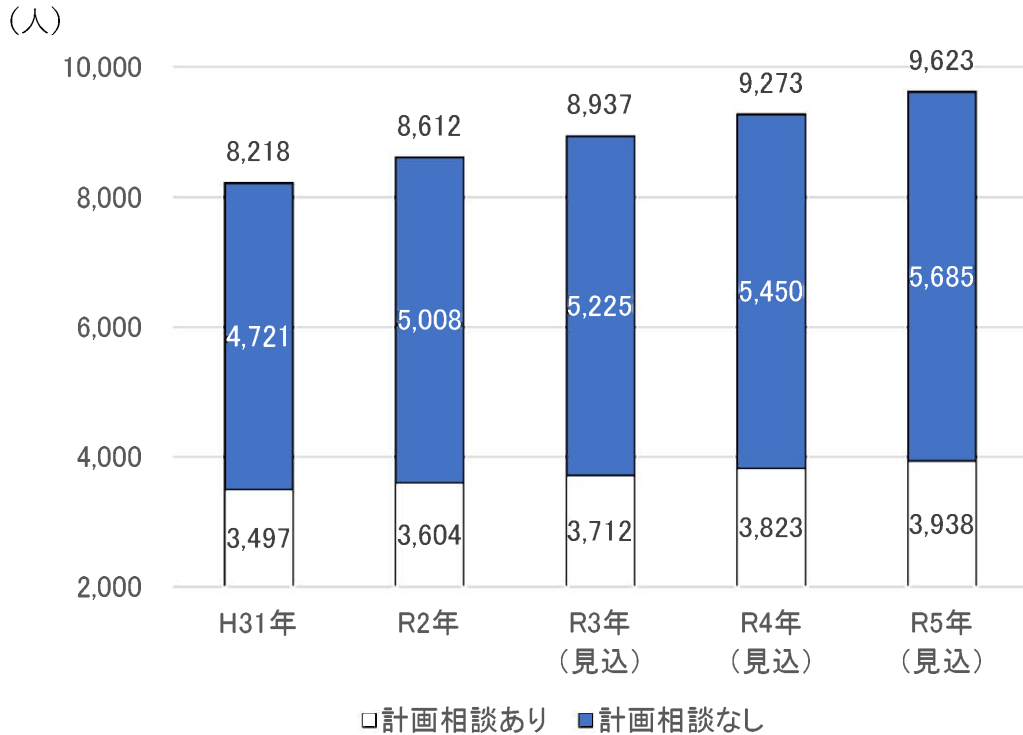
- 居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）が指定特定相談支援事業に参入しようとする、居宅介護支援の特定事業所加算のランクが下がるため、参入しづらい。

3. 制度・事務の複雑さ・煩雑さ

- 障害福祉サービスの制度は複雑で、ケアマネ等他分野から参入するにはハードルが高い。
- 居宅介護支援に比べて計画相談支援における事務手続きは煩雑で、負担が大きい。

区役所におけるサービス等利用計画作成にかかる負担の増加

障害福祉サービス利用者と計画相談支援利用者の推移
(各年3月時点) (再掲)



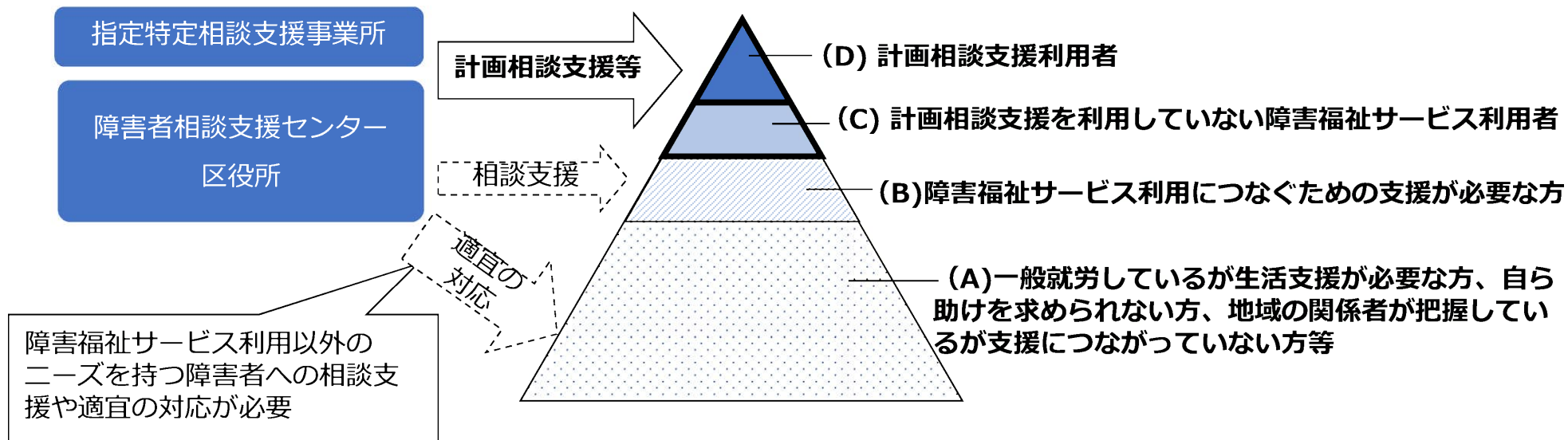
計画相談を利用していない方については、主に区役所でセルフプラン作成支援やサービス調整等を実施

- 計画相談支援ではないため、モニタリングは実施していない
- 本来は平成27年度限りの経過措置であり、現在は認められていない（支給決定権限を持つ部署がサービス調整等を行うと、利益相反になる恐れがあるため）

- 区役所以外の機関によるセルフプラン作成支援が必要
- 障害者総合支援法の趣旨に反する状態の解消が必要

川崎市の障害者相談支援体制をめぐる課題

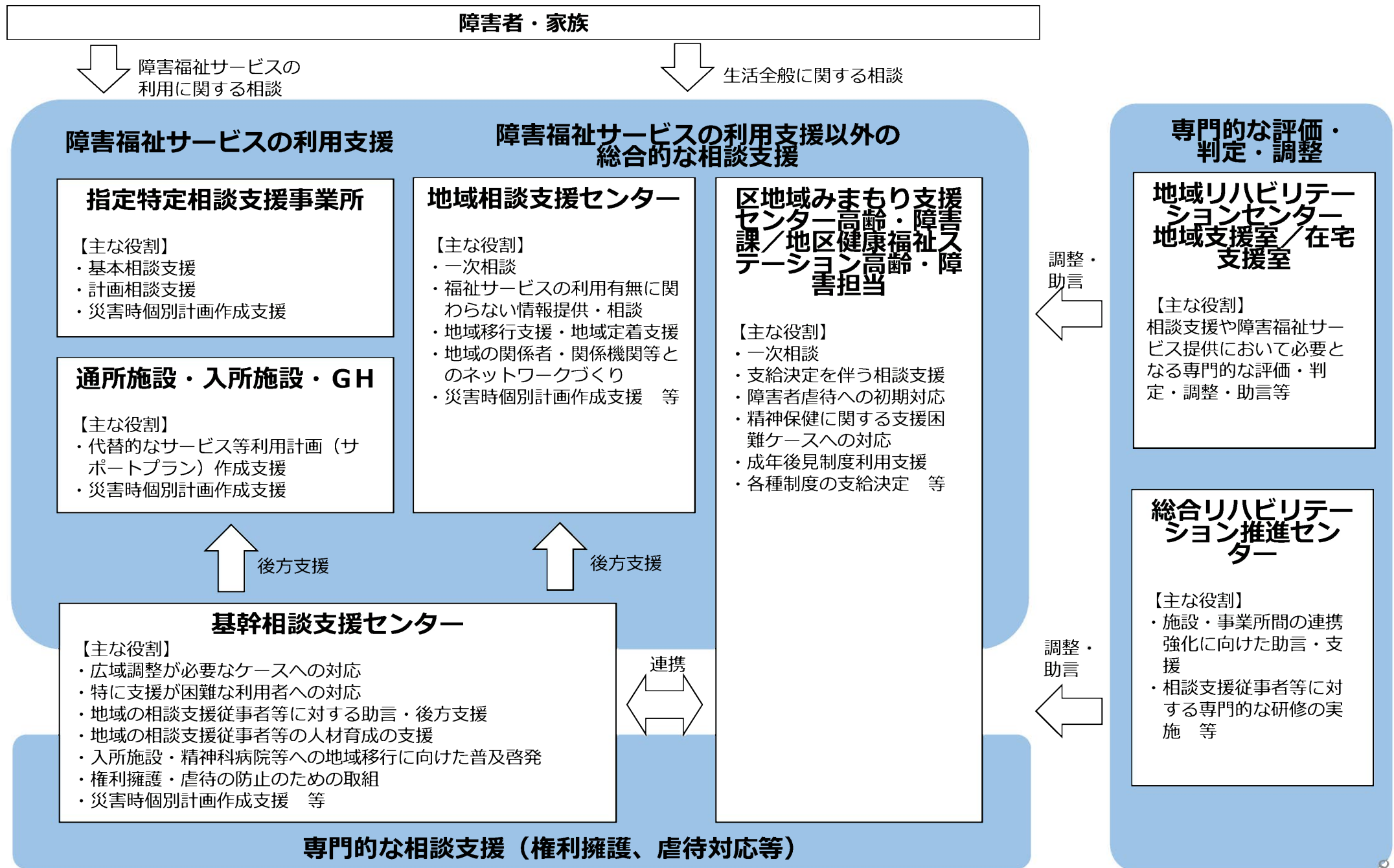
< 障害者支援を取り巻く現状のイメージ >



- 障害福祉サービス利用者に相談支援が集中している
- 障害福祉サービス利用以外のニーズを持つ障害者への相談支援や適宜の対応が不十分になっている

- 障害福祉サービス利用者に対する相談支援のあり方の見直しが必要
- 各相談機関の役割分担の再整理が必要

2.川崎市における障害者相談支援体制（令和3年10月以降）



各相談機関の役割の整理と体制強化（令和3年4月／10月～）

1. 障害福祉サービスの利用支援

- 指定特定相談支援事業所の運営支援を実施するなど**拡充に取り組む**
- 計画相談支援が十分に確保できるまでの間の対策として、代替的に通所施設・入所施設等によるサービス等利用計画（サポートプラン）作成支援の仕組みを導入

2. 地域相談支援センター

- 全センターの**職員体制を強化**（常勤2名・非常勤1名⇒常勤3名）（令和3年4月～）
- 川崎区・中原区はセンターを1か所ずつ**増設**（令和3年10月～）
- **地区担当制を導入**し、ワンストップの相談支援、援助希求のない障害者への支援、地域とのネットワークづくり等を実施（令和3年10月～）

3. 基幹相談支援センター

- 効率的・効果的に業務を実施できるよう複数区担当制とし、市内7か所から**3か所（南部・中部・北部）へ再編**（令和3年10月～）
- 地域型と重複する業務を整理し、**基幹型固有の業務**（地域の相談支援機関への後方支援、広域調整が必要なケースへの対応、地域移行の取組等）に**特化**（令和3年10月～）

4. 区役所・支所

- 市民に身近な公的相談機関として、総合相談や支給決定を伴う制度利用に関する相談等を実施
- 障害者虐待への対応や成年後見制度利用支援等の専門的な支援もおこなう

5. 地域リハビリテーションセンター

- **南部リハビリテーションセンターが開設**し、3リハ体制が完成（令和3年4月）
- **総合リハビリテーション推進センターが開設**（令和3年4月）
- 対象者を高齢者や障害児等にも広げ、専門的な評価・判定・調整や在宅リハビリテーション等を実施

1.これまでの経緯



2.相談支援体制の令和3年度における進捗状況

3.相談支援体制の評価・検証について

地域相談支援センター

取組の内容

- 全センターの**職員体制を強化**（常勤2名・非常勤1名⇒常勤3名）（令和3年4月～）
- 川崎区・中原区はセンターを1か所ずつ**増設**（令和3年10月～）
- **地区担当制を導入**し、ワンストップの相談支援、援助希求のない障害者への支援、地域とのネットワークづくり等を実施（令和3年10月～）

進捗状況

- 全23か所中13か所が常勤3名（うち3人目が相談支援専門員または社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員のいずれかの有資格者であるセンターは10か所）、7か所が常勤2名と非常勤1名の職員体制で業務を実施している。（令和4年1月現在）
- 令和3年10月に川崎区（さらん）、中原区（もとすみ）を増設し、全21か所から23か所へ強化した。
- 一定程度、地区担当制の周知が進んでいる。
 - ・ 地域相談支援センターへの新規相談は、担当地区をわかった上での相談が多くなっている。
 - ・ 相談支援開始までの時間が早くなった。
 - ・ 地域包括支援センターや民生委員・児童委員等地域の関係機関とのネットワークづくりの機会を持ちやすくなった。
- これまで以上に様々な相談が寄せられることから、知識や経験を得る機会の確保や、より幅広いネットワークづくりが必要となる。

基幹相談支援センター

取組の内容

- 効率的・効果的に業務を実施できるよう複数区担当制とし、市内7か所から3か所（南部・中部・北部）へ再編（令和3年10月～）
- 地域型と重複する業務を整理し、基幹型固有の業務（地域の相談支援機関への後方支援、広域調整が必要なケースへの対応、地域移行の取組等）に特化（令和3年10月～）



進捗状況

- 南部（川崎区・幸区）、中部（中原区・高津区・宮前区）、北部（多摩区・麻生区）の3か所へ再編し、複数区担当制とした。（令和3年10月～）
- 地域型と重複する業務を整理し、基幹型固有の業務（地域の相談支援機関への後方支援、広域調整が必要なケースへの対応、地域移行の取組等）に特化し業務を実施している。（令和3年10月～）
 - ・ 指定特定相談支援事業所の事業全般について助言
 - ・ 地域相談支援センターの自宅訪問やケア会議に同行し助言
 - ・ 他都市の相談支援機関へ市内の社会資源について情報提供
 - ・ 相談支援従事者研修における講師・ファシリテーターの協力 等
- 指定特定相談支援事業所や地域相談支援センター等の地域の相談支援機関に対して、基幹相談支援センターがどのような後方支援を行ったらよいか、各機関との共通認識を持って取り組んでいく必要がある。

3. 障害福祉サービスの利用支援

取組の内容

- 指定特定相談支援事業所の運営支援を実施するなど拡充に取り組む

進捗状況

【財政的な支援】

- 「計画相談支援体制強化事業費補助金」（上限130万円）の継続実施（H31.4～）
R3年度については4事業所が新たに常勤専従の相談支援専門員を配置する見込み。
- 「計画相談支援体制安定化事業費補助金」（100～150万円）を創設（R3.10～）
R3年度については、1事業所が要件を満たし、運営体制の安定化に向けて国が定める機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）の該当となり、一定件数以上の計画相談支援を実施
- 市単独加算「川崎市計画相談支援体制強化費（訪問系サービス等加算）」（要件を満たした対象者1名につき年額48,000円）を創設（R3.10～）

【事務的な支援】

- 「計画相談支援の手引ver2.0」（市地域自立支援協議会計画相談支援部会作成）を発行（R3.12～）
指定特定相談支援事業所の適正かつ円滑な業務実施に必要な情報について、解説・周知した。
- 計画相談支援の事務の簡素化により事務負担を軽減（R3.4～）
サービス等利用計画の区役所等への書類提出の簡素化やモニタリングの要件を緩和

【その他の支援】

- 区地域自立支援協議会相談支援事業所連絡会を新設（R3.10～）
業務に必要な情報の共有や関係機関や事業所同士の関係づくり、事例検討等を実施
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援機関への後方支援の強化（R3.10～）

サポートプラン

取組の内容

- 指定特定相談支援事業所に対する支援に取り組んでいるが、計画相談支援を担う相談支援専門員を短期間で増加させることは困難であることから、計画相談支援が十分に供給できるまでの間の対策として、代替的に通所施設・入所施設等によるサービス等利用計画（サポートプラン）作成支援の仕組みを導入

進捗状況

- 「事業所・施設による代替的サービス等利用計画（サポートプラン）作成マニュアルver.1」（市地域自立支援協議会計画相談支援部会作成）を作成、事業者向け研修会をオンライン形式で実施（令和3年8月）
- 10月から対象の利用者に案内を開始、利用者の希望等を踏まえて取組を実施
- 関係事業所にサポートプランに関する意向調査を実施し、44事業所がサポートプランについて取り組む意向（令和3年12月時点）
- 制度開始後3か月で事業所から寄せられた意見では、制度の趣旨、業務過多、作成費について等の意見も多く見受けられたことから、今後も引き続き実施状況を確認しながら、制度の見直しも含め、評価・検証を進める。

1.これまでの経緯

2.相談支援体制の令和3年度における進捗状況

 3.相談支援体制の評価・検証について

令和3年度以降の障害者相談支援体制の評価・検証方法について

1 これまでの経緯

年度	内容
平成21年度	川崎市障害者地域自立支援協議会に「相談支援事業のあり方に関するプロジェクトチーム」を設置 →平成25年度の障害者相談支援センター再編のベースとなる見直し案をまとめる
平成25年度	「障害者生活支援センター」から「障害者相談支援センター」へ再編
平成29年度	「障害者相談支援センターの検証に関する懇談会」を設置し、平成25年度以降の障害者相談支援センター事業の検証を実施
平成30年度～	「障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会」を設置し、障害者相談支援センター事業や計画相談支援等のあり方について検討
令和2年度末	第5次かわさきノーマライゼーションプランに令和3年度以降の障害者相談支援センター事業や計画相談支援等のあり方の見直しを位置付ける等一定の役割を終えたことから、「障害者の相談支援体制の充実に関する懇談会」を廃止

2 令和3年度以降の方向性

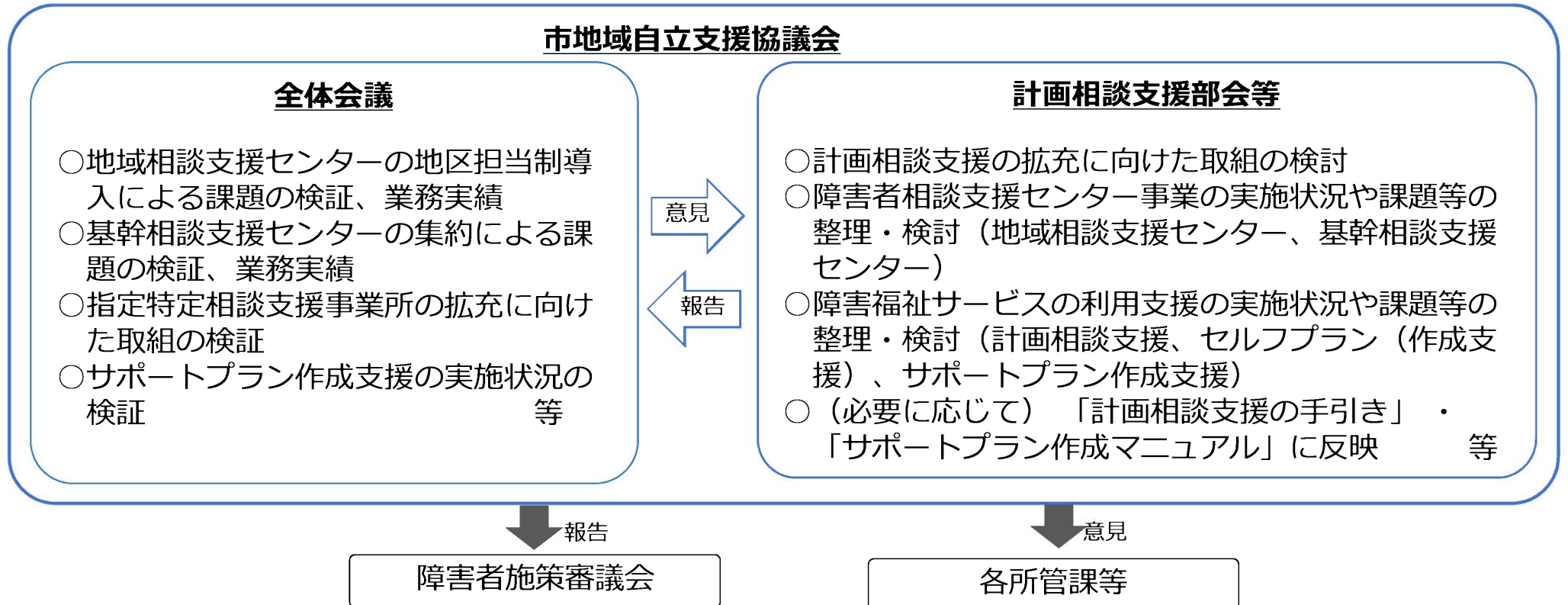
- 令和3年度以降は、川崎市地域自立支援協議会において障害者相談支援体制の評価・検証等を実施していく。
- 各事業・取組全体としての実施状況や課題を明らかにし、今後の事業・取組の実施に反映することで、本市のより良い相談支援の整備につなげる。

令和3年度以降の障害者相談支援体制の評価・検証方法について

3 評価・検証の方法（案）

- 計画相談支援部会等における検討・整理の状況を全体会議に報告し、全体会議で協議を行う。
- 具体的な内容は、本市の相談支援体制の実情に合わせて、以下のとおりとする。
障害者相談支援センター事業：地域相談支援センター（障害者相談支援事業）、基幹相談支援センター
障害福祉サービス等の利用に関する支援：計画相談支援、セルフプラン（作成支援）、事業所・施設による代替的サービス等利用計画作成支援（サポートプラン）

<評価・検証の方法のイメージ>



今後のスケジュール

	令和3年度	令和4年度（予定）	令和5年度（予定）
川崎市地域自立支援協議会全体の動き	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎市地域自立支援協議会新体制開始 <ul style="list-style-type: none"> ●区定例会、区相談支援事業所連絡会、区ワーキング開始 ●川崎市地域自立支援協議会運営の手引ver3使用開始 <p>地域課題の設定、課題解決に向けた取組</p> <p>市全体会議委員任期（2年間）</p> <p>●全体会議</p>	<p>ノーマライゼーションプラン改定に向けた協議会からの意見とりまとめ</p> <p>●全体会議</p> <p>●全体会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●意見を施策審議会に提出 <p>市全体会議委員任期（2年間）</p> <p>●全体会議</p> <p>●全体会議</p>
相談支援体制の評価・検証	<p>各所管課からの進捗状況の報告を 基に評価・検証</p>	<p>令和3年度の実施結果を 基に評価・検証</p>	<p>令和4年度までの実施結果を 基に評価・検証</p>